



津島市

Tsushima City

ご遺族のための おくやみハンドブック

～死亡届に伴う主な手続きのご案内～

おくやみコーナーのご予約はこちら▽

※利用日の4日前までにご予約ください



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

津島市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

津島市役所 ☎ 0567-24-1111

もくじ

おくやみコーナーについて	P.1
死亡に関する手続きについてよくあるご質問	P.2
各種手続きに必要な持ち物	P.3
市役所での主な手続き	P.8
市役所以外で行う主な手続き	P.39
委任状に関するご案内	P.46
津島市役所庁舎案内図	P.49

おくやみコーナーについて

死亡届を提出した後に必要な各種手続きを、一つの窓口で受付するワンストップ窓口をご用意しております。ご利用は**事前予約制**のため、オンラインでの予約か下記のダイヤルにて予約が必要です。

予約受付ダイヤル ☎ 0567-24-1112

オンライン予約



おくやみ手続きナビ

WEBで簡単な質問にお答えいただくことで、必要な手続きをご確認いただけます。開庁時間外はこちらも合わせてご利用ください。



- | | |
|---------|--|
| ○利用できる方 | 津島市に住民登録があった方のご遺族 |
| ○予約受付時間 | 午前8時30分～午後5時（平日のみ） |
| ○予約可能日 | 利用日の2週間前から4開庁日前まで |
| ○開設日 | 市役所開庁日（平日のみ） |
| ○利用時間 | ①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後3時～ |
| ○開設場所 | 本庁舎（津島市立込町2丁目21番地）1階おくやみコーナー（相談室3） |
| ○必要なもの | 本冊子「おくやみハンドブック」
その他（「おくやみハンドブック」3～4ページ参照） |



※予約時間までに市民課窓口にご来庁ください。

※津島市以外の市町村へ死亡届を提出された場合は、住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。市役所の各種手続きやおくやみコーナーの利用予約は、その後となりますのでご了承ください。

※手続きの内容によっては、一度のご利用ですべて終わらないこともあります。

※おくやみコーナーを利用しなくても、各担当課での手続きも可能です（予約不要）。

死亡に関する手続きについてよくあるご質問

Q1 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A1 多くの方の場合は、お手続きが必要となります。

【主なもの】

◆健康保険

国民健康保険に加入していた方と後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費などの手続きがあります。

亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要がある場合は、加入手続きが必要です。（社会保険に加入していた方は別途手続きが必要です。）

◆介護保険

65歳以上の方は、手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

40歳から64歳の方で、要介護認定を受けていた方も手続きが必要です。

◆年金関係

年金を受給されていた方は、未支給年金請求などの手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金などの請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

◆税金関係

課税状況などによって、お手続きが必要な場合があります。

◆その他

その他、不明な点はお問い合わせください。

Q2 国民年金・厚生年金は、年金事務所に行けばよいですか？

A2 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。

厚生年金がある方は、年金事務所での手続きとなります。ただし、市役所で取得する証明書（戸籍・住民票（除票）など）が必要になります。必要となる書類や戸籍の郵送での取得方法は、市役所でもご案内しています。

Q3 亡くなられた方の保険証など、見つからないものがありますが手続きできますか？

A3 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内します。

お持ちいただくものについては、3～4ページをご覧ください。

Q4 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A4 原則として死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に交付できます。届出内容の戸籍審査などに時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。遠方などで、窓口での取得が難しい場合は、おくやみコーナーにご相談ください。

事前準備について

津島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

下記の「各種手続きに必要な持ち物」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

おくやみコーナーの予約（☎ 0567-24-1112）

おくやみコーナーを利用される場合は、1ページの予約方法にて
ご予約ください。また、ステップ1と2で不明な点などござい
ましたら、予約時にお問い合わせください。



STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページを
ご覧ください。



STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、津島市役所へお越しください。



各種手続きに必要な持ち物

おくやみコーナーにお越しの際は、下記の内、該当するものをお持ちください。

ご遺族の方のもの

☐ 認印（相続人代表及び喪主）

☐ お越しいただく方の本人確認書類

- ・写真付きのもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
- ・写真付きのものがいない場合は下記から2点
健康保険証（資格確認書）、介護保険被保険者証、年金手帳 など

☐ 預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）

☐ 未支給年金を請求される方のマイナンバーカードまたは通知カード

※未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなられたときにまだ受け取っていない年金のこと。

※未支給年金を請求できるご遺族と優先順位は、以下のとおりです。亡くなられた方と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族。

☐ 新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印

※亡くなられた方名義の預貯金通帳から市税等を口座引き落としされていて、新たに引落口座を設定する場合には、新たな引落口座の預貯金通帳、銀行印、キャッシュカード（必要な場合もあるため）が必要です。対応できない金融機関もありますので、必要な場合には事前にお問い合わせください。

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合がございます。P 47、48の委任状をご記入の上、切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく、遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

亡くなられた方のもの ※以下のものが見つからない場合、紛失した場合はご相談ください。

☐ 年金証書

☐ 印鑑登録証（作成されている場合のみ）

☐ マイナンバーカードまたは通知カード

☐ 国民健康保険被保険者証（資格確認書）または後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）

※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証（資格確認書）

※加入者が死亡し、葬儀を行った場合は葬祭費が請求できます。

葬祭執行者（喪主）が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書など）が必要です。

☐ 介護保険被保険者証

☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、受給者証（障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援）

☐ 子ども医療費受給者証、障害者医療費受給者証、母子・父子家庭医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証

☐ その他、市役所から交付された証書類でご不明な点があるもの



《見本：マイナンバーカード》



《見本：通知カード》



《見本：印鑑登録証》

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (39 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(41 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

津島市で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.8
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.12
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.13
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.14
	☐	市民税が課税されている	P.15
	☐	固定資産を持っている	P.16
	☐	未登記家屋を持っている	P.17
	☐	原動機付自転車など（津島市ナンバー）の車両を所有している	P.18
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	☐	緊急通報システムを利用していた	P.20
	☐	高齢者配食サービスを利用していた	
	☐	高齢者ふれあい収集を利用していた	
福祉（障がい）	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.21
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.22
	☐	津島市心身障害者手当を受給していた	
	☐	在宅重度障害者手当を受給していた	P.23
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.24

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付されていた	P.25
	☐	津島市福祉タクシー料金助成利用券を利用していた	P.26
	☐	おでかけタクシーを利用していた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P.27
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援事業を利用していた	
こども	☐	児童手当を受給していた	P.28
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.29
	☐	児童が保育所・認定こども園・幼稚園等に通園していた	P.30
	☐	子ども医療費受給者証を交付されていた	
	☐	母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた	P.31
	☐	養育医療券を交付されていた	
	☐	就学援助費の認定通知を受けていた	P.32
	☐	就学援助費が否認定通知を受けていた	
	☐	特別支援教育就学奨励費の認定通知を受けていた	P.33
	☐	特別支援教育就学奨励費の否認定通知を受けていた	
上下水道	☐	水道を使用していた	P.34
市営住宅・改良住宅	☐	契約者が亡くなり、引き続き住宅に入居したい方	P.35
	☐	契約者が亡くなり、住宅を返還される方	
	☐	住宅に入居の同居親族が亡くなられた方	P.36
その他	☐	家財整理をしたい	P.37
	☐	犬を所有していた	
	☐	市営墓地を使用していた	P.38

1. 住民登録に関する手続き



マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 市民戸籍グループ ☎ 0567-24-1112



印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 市民戸籍グループ ☎ 0567-24-1112

MEMO

2. 保険に関する手続き



国民健康保険に加入していた

手続き① 資格喪失届の提出、保険証及び各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証（資格確認書）を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証（資格確認書） ☐ 亡くなられた方の高齢受給者証や各種認定証 ☐ 世帯主の金融機関の口座がわかるもの ☐ 世帯主のマイナンバーが確認できるもの ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）	保険年金課 国民健康保険グループ ☎ 0567-24-1113

手続き② 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられて、その世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主の変更の手続きが必要です。	14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ その世帯の加入者の被保険者証（資格確認書） ☐ その世帯の加入者の高齢受給者証や各種認定証 ☐ 相続人の印鑑・金融機関の口座がわかるもの ☐ その世帯の加入者及び新しい世帯主のマイナンバーが確認できるもの ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）	世帯主の方または世帯主と同居のご家族の方
	問い合わせ先
【口座振替希望の場合】 ☐ 通帳、銀行印、キャッシュカード	保険年金課 国民健康保険グループ ☎ 0567-24-1113

手続き③ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者（喪主）の振込先口座がわかるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	保険年金課 国民健康保険グループ ☎ 0567-24-1113

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格喪失届の提出、保険証（資格確認書）及び各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証（資格確認書）を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）及び各種認定証 ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

MEMO

2. 保険に関する手続き



後期高齢者医療保険に加入していた

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者（喪主）の振込先口座がわかるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

手続き③ 相続人による送付先の変更

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の、未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

MEMO

3. 年金に関する手続き



国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものなどをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合は、市役所で手続きが可能です。	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。 手続き可能な人 手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの など	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114



厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものなどをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所などへお問い合わせください。 ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・お手続きの際は予約の上、お出かけください。	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。 手続き可能な人 手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの など	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 中村年金事務所 ☎ 052-453-7200 (音声ガイダンスでのご案内)

3. 年金に関する手続き



共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、各共済組合へお問い合わせください。	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
	手続き可能な人 手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの など	各共済組合



農業者年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
最寄りの農業協同組合へお問い合わせください。	10 日以内
	手続き可能な人 確認してください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 など	農業協同組合

MEMO

4. 税金に関する手続き



市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書同封の納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の 納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書同封の納付書	収納課 収納グループ ☎ 0567-55-9279

手続き② 口座振替停止（変更）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止（変更）を申し出てください。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 停止対象の通帳、認印 【新たな口座で口座振替希望の場合】 ☐ 通帳、銀行印、キャッシュカード	収納課 管理グループ ☎ 0567-55-9276

MEMO

4. 税金に関する手続き



市民税が課税されている

手続き 市・県民税・森林環境税に関する相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市民税グループまでご連絡ください。	相当な期間 (概ね3ヶ月)
	手続き可能な人
	相続人となる方
必要なもの	問い合わせ先
【同一世帯の相続人の方がお越しいただく場合】 ☐ 相続人代表となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など) 【同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合】 ☐ 相続人代表となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など) ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍謄本など) ※手続きの説明までとなる場合があります。	税務課 市民税グループ ☎ 0567-55-9263

MEMO



固定資産を持っている

手続き

納付書の送付先変更、相続人代表者・現所有者の届出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※法務局での所有権移転登記がすでに済んでいる方は、固定資産税グループへの届出は不要です。 ※この届出をいただいても、所有権移転登記は必要です。	相続が発生した年内
	手続き可能な人
	相続人となる方
必要なもの	問い合わせ先
【同一世帯の相続人の方がお越しいただく場合】 ☐ 相続人代表者となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など) 【同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合】 ☐ 亡くなられた方との関係(配偶者・こども・両親・兄弟姉妹など)がわかる記載内容の戸籍謄本等 ☐ 相続人代表者となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)	税務課 固定資産税グループ ☎ 0567-55-9264

MEMO

4. 税金に関する手続き



未登記家屋を持っている

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
登記をされていない家屋（未登記家屋）を持つ納税義務者が亡くなった場合、新たな所有者へ名義変更いただく届出になります。	相続が発生した年内
	手続き可能な人
	新所有者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続を証明するもの（遺産分割協議書の写し）または 新所有者欄に使用する印鑑の印鑑証明（原本）	税務課 固定資産税グループ ☎ 0567-55-9264

MEMO



原動機付自転車など（津島市ナンバー）の車両を所有している

手続き 名義変更または廃車

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 亡くなられた方の名義の車は、廃車または名義変更の手続きをする必要があります。	亡くなられた日から 15 日以内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、 相続人からの廃車に関する委任状 が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
【同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合】 ☐ 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） ☐ 手続きする方の本人確認ができるもの （マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 相続人でない方が手続きする場合は、相続人となる 方からの委任状が必要です。 ☐ ナンバープレート（廃車の場合やナンバーを変更した とき） ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。 廃車・名義変更などは早めの手続きをお願いします。	税務課 市民税グループ ☎ 0567-55-9263

MEMO

5. 介護保険に関する手続き



65歳以上または介護認定を受けていた

手続き

介護保険被保険者証の返還、介護保険資格喪失届、介護保険料の精算、介護保険認定申請取下書（該当の方）、高額介護サービス費等の振込先口座の変更（該当の方）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の資格喪失手続きや、介護保険料の未納または還付に関する手続き等が必要です。 亡くなられた方が、介護認定の申請中の場合は介護保険認定申請取下書の記入が必要となる場合があります。 亡くなられた方が高額介護サービス費等の支給を受けていた場合は振込先口座の変更手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	法定相続人、指定相続人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（該当の方） ☐ 介護保険負担限度額認定証（該当の方） ☐ 相続人代表となる方の振込先口座のわかるもの ☐ 相続人であることがわかる書類	高齢介護課 介護保険グループ ☎ 0567-24-1117

MEMO

6. 高齢者福祉サービスに関する手続き



緊急通報システムをご利用の方

手続き 機器の返却・辞退届

手続き詳細	期 限
返却物は機器本体とペンダントの2点です。 手続きは辞退届への記入が必要になります。 有料での利用者の場合、利用料金の精算をします。未納がある場合は納付書をお渡しします。還付がある場合は還付請求書を書いていただきます。	随時
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 還付がある場合の振込先口座情報（可能であれば通帳を持参ください。）	高齢介護課 長寿福祉グループ ☎ 0567-24-1118



高齢者配食サービス・高齢者ふれあい収集をご利用の方

手続き 利用解除

手続き詳細	期 限
右記問い合わせ先に利用解除の連絡をしてください。	随時
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢介護課 長寿福祉グループ ☎ 0567-24-1118

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き



身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 ☎ 0567-24-1115



障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの ☐ 死亡診断書	福祉課 ☎ 0567-24-1115

MEMO



特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの ☐ 死亡診断書 【同一世帯以外の相続人の方が未払い分の請求をする場合】 ☐ 生計同一を証明できる書類等	親族 問い合わせ先 福祉課 ☎ 0567-24-1115



津島市心身障害者手当を受給していた

手続き

手当受給資格消滅届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が津島市心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	親族 問い合わせ先 福祉課 ☎ 0567-24-1115

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き



在宅重度障害者手当を受給していた

手続き 在宅重度障害者手当受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの 【同一世帯以外の相続人の方が支払い分の請求をする場合】 ☐ 生計同一を証明できる書類等	福祉課 ☎ 0567-24-1115



自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 0567-24-1115

MEMO



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの ☐ 加入証書	年金を受給する方または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 0567-24-1115

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの ☐ 加入証書	福祉課 ☎ 0567-24-1115

7. 福祉（障がい）に関する手続き



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給していた場合、死亡日の翌月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金証書	福祉課 ☎ 0567-24-1115



障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給者証を交付されていた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の受給者証	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114



津島市福祉タクシー料金助成利用券を利用していた

手続き 未使用分の津島市福祉タクシー料金助成利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が津島市福祉タクシー料金助成利用券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の津島市福祉タクシー料金助成利用券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の津島市福祉タクシー料金助成利用券	福祉課 ☎ 0567-24-1115



おでかけタクシーを利用していた

手続き おでかけタクシー利用登録証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がおでかけタクシーを利用していた場合、利用登録証は返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のおでかけタクシー利用登録証	福祉課 ☎ 0567-24-1115

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き



児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	福祉課 ☎ 0567-24-1115



障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0567-24-1115



地域生活支援事業を利用していた

手続き 地域生活支援事業受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業を受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援事業受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援事業受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課 ☎ 0567-24-1115

8. こどもに関する手続き



児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 本人確認書類 【対象児童】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0567-24-1121



児童扶養手当を受給していた

手続き

受給者が亡くなられた場合は受給者死亡届の提出
対象児童が亡くなられた場合は資格喪失届(または額改定届)の提出

手続き詳細	期 限
受給者または対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	【受給者が亡くなられた場合】 その後対象児童を監護する方 【対象児童が亡くなられた場合】 受給者本人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 個別の状況に応じてご案内します。	子育て支援課 ☎ 0567-24-1121

MEMO

8. こどもに関する手続き



特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き①

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出（未払い分がある場合は特別児童扶養手当資格喪失届（未払手当請求書）の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 ※省略できる場合があります。 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ※認定請求の際にその他確認書類を求める場合があります。	子育て支援課 ☎ 0567-24-1121

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0567-24-1121



児童が保育所・認定こども園・幼稚園等に通園していた

手続き 支給認定証の返却、保護者変更の届出、認定喪失の届出

手続き詳細	期 限
【保護者が亡くなられた場合】 保護者及び世帯員の変更が必要となります。	速やかに
【児童が亡くなられた場合】 ・ 保育所に通園していた場合、施設の退所の手続きが必要となります。 ・ 認定こども園・幼稚園等に通園していた場合、認定喪失の手続きが必要となります。	手続き可能な人 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
個別の状況に応じてご案内します。	幼児保育課 ☎ 0567-24-1120



子ども医療費受給者証を交付されていた

手続き 変更届または資格喪失届の提出、受給者証の変更または返却

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 受給者の変更が必要となります。	速やかに
【お子様が亡くなられた場合】 死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返却してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 子ども医療費受給者証 ☐ 受給者（被保険者または世帯主）変更後のお子様の医療保険資格を確認できるもの。	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114
【お子様が亡くなられた場合】 ☐ 亡くなられたお子様の子ども医療費受給者証	

8. こどもに関する手続き



母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給者証の返却

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の母子・父子家庭医療費受給者証	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114



養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返却

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付されていた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡をもって失効となりますので、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

MEMO



就学援助費の認定通知を受けていた

手続き 変更申請

手続き詳細	期 限
【児童生徒が亡くなられた場合】 児童生徒が亡くなられた旨をご連絡ください。 【保護者が亡くなられた場合】 就学援助費の振込先口座が亡くなられた方のものになっている場合、別の保護者の方へ変更していただく必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【児童生徒が亡くなられた場合】 ☐ 亡くなられた方の除住民票 【保護者が亡くなられた場合】 ☐ 変更先の振込先口座のわかるもの（通帳が望ましい） ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	【児童生徒が亡くなられた場合】 児童生徒の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
	問い合わせ先
	教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417



就学援助費が否認定通知を受けていた

手続き 世帯員が減少したことの申立て

手続き詳細	期 限
世帯員が減少したことに伴い、世帯全体の前年分の所得が変更になるため再度審査を行います。	速やかに
	手続き可能な人
	ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票	教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417

8. こどもに関する手続き



特別支援教育就学奨励費の認定通知を受けていた

手続き 変更申請

手続き詳細	期 限
【児童生徒が亡くなられた場合】 児童生徒が亡くなられた旨をご連絡ください。 【保護者が亡くなられた場合】 特別支援教育就学奨励費の振込先口座が亡くなられた方のものになっている場合、別の保護者の方へ変更していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 【児童生徒が亡くなられた場合】 児童生徒の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
【児童生徒が亡くなられた場合】 ☐ 亡くなられた方の除住民票 【保護者が亡くなられた場合】 ☐ 変更先の振込先口座のわかるもの（通帳が望ましい） ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417



特別支援教育就学奨励費の否認定通知を受けていた

手続き 世帯員が減少したことの申立て

手続き詳細	期 限
世帯員が減少したことに伴い、世帯全体の前年分の所得が変更になるため再度審査を行います。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の除住民票	ご家族の方
	問い合わせ先 教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417

9. 上下水道に関する手続き



水道を使用していた

手続き 水道使用中止届・使用者変更届・給水装置所有権移転届

手続き詳細	期 限
水道使用中止届・使用者変更届は電話での手続きができます。 給水装置所有権移転届は電話での手続きができませんので、お客様センターにお問い合わせください。	速やかに ※中止の届出をしていない場合、水道を使用していなくても基本料金が発生しますのでご注意ください。
必要なもの	手続き可能な人
個別の状況に応じてご案内します。	親族または同居者が望ましい
	問い合わせ先
	上下水道部 お客様センター ☎ 0567-55-9738

MEMO

10. 市営住宅・改良住宅に関する手続き



契約者が亡くなり、引き続き住宅に入居したい方

手続き 入居承継承認申請書の提出

手続き詳細	期 限
承継する際には条件がございます。個別の状況に応じてご案内します。	死亡日から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 印鑑	契約者が亡くなり、引き続き住宅に入居する親族
	問い合わせ先
	都市計画課 住宅・公園グループ ☎ 0567-55-9624



契約者が亡くなり、住宅を返還される方

手続き 住宅返還届の提出

手続き詳細	期 限
現状復帰（残置物の片付け、畳・襖の交換等）が必要となります。個別の状況に応じてご案内します。	返還の 10 日前までに 手続き
必要なもの	手続き可能な人
なし	契約者本人が亡くなり、 住宅を返還する親族
	問い合わせ先
	都市計画課 住宅・公園グループ ☎ 0567-55-9624

MEMO



住宅に入居の同居親族が亡くなった方

手続き 同居人変更届の提出

手続き詳細	期 限
市営住宅は、家賃が変更となる場合がございます。 個別の状況に応じてご案内します。	死亡日から 20 日以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	住宅に入居の同居親族が 亡くなった契約者
	問い合わせ先
	都市計画課 住宅・公園グループ ☎ 0567-55-9624

MEMO

11. その他の手続き



家財整理をしたい

手続き 八穂クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、鹿伏免処分場内自己搬入受付事務所職員に提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が津島市外の場合は搬入できません。	なし（搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （運転免許証、マイナンバーカード、直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	生活環境課 環境整備グループ ☎ 0567-26-4228



犬を所有していた

手続き 飼い犬の所有者変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、犬の所有者変更の手続きが必要になります。	死亡日から 30 日以内
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	生活環境課 ☎ 0567-55-9368



市営墓地を使用していた

手続き 使用者変更手続き

手続き詳細	期 限
使用者変更の手続きが必要になります。 新しく使用者となる方が津島市に住所がない場合は、津島市内に在住する墓地代理人の選定が必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 墓地使用許可証 ☐ 亡くなられた方と継承される方の関係（配偶者・こども・両親・兄弟姉妹など）がわかる記載内容の戸籍謄本等 ☐ 住民票（継承される方が津島市に住所がない場合） ☐ 代理人の署名した墓地代理人選定届（継承される方が津島市に住所がない場合）	基本的にご親族の方（祭祀を主宰する者）
	問い合わせ先 生活環境課 ☎ 0567-55-9368

MEMO

市役所以外で行う主な手続き

区分	主な手続き	問い合わせ先
その他市役所以外で行う手続き	運転免許証の返納	津島警察署 (津島市西柳原町2-8) ☎ 0567-24-0110
	在留カードの返納	名古屋出入国在留管理局 ☎ 052-559-2150
	相続放棄	名古屋家庭裁判所 ☎ 052-223-3411
	遺言書の検認・開封	
	相続登記の申請(令和6年4月1日より義務化)	名古屋法務局津島支局 (津島市西柳原町3-10) ☎ 0567-26-2423
	預貯金口座の解約、払い戻し等	各金融機関
	生命保険等の保険金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
	火災保険、自動車保険の名義変更等	加入していた損害保険会社 または代理店
	株式等の名義変更等	各証券会社 等
	県営住宅の届出	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在 ☎ 0567-24-7330
	普通自動車、二輪(125cc以上)の名義変更等	中部運輸局愛知運輸支局 ☎ 050-5540-2046
	軽自動車(三輪・四輪)の名義変更等	軽自動車検査協会愛知主管事務所 ☎ 050-3816-1770
	公共料金等の名義変更・解約等	NHK、電力会社、ガス会社、 固定電話・携帯電話会社、新聞店 等
委任状	相続税・所得税の申告等	津島税務署 (津島市良王町2-31-1) ☎ 0567-26-2161
	障害者割引制度等の廃止等	NHK、有料道路、携帯電話会社 等

【手続きに要する証明書について】

- 手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。
- 戸籍、住民票、印鑑証明書等：本庁市民課、神守支所、神島田連絡所、市民サービスコーナー（印鑑証明書の交付には『印鑑登録カード』の提示が必要です。）
- 所得課税（非課税）証明書：本庁税務課、神守支所
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト（市役所外の手続きになります）

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 （協議書の作成）	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

<お知らせ>

令和6年4月から、不動産を相続した場合の登記申請が義務化されました。

詳細は法務省ホームページをご覧くださいか、
司法書士会の「相続登記相談センター」(0120-13-7832)
にお問い合わせください。



(法務省ホームページ)



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

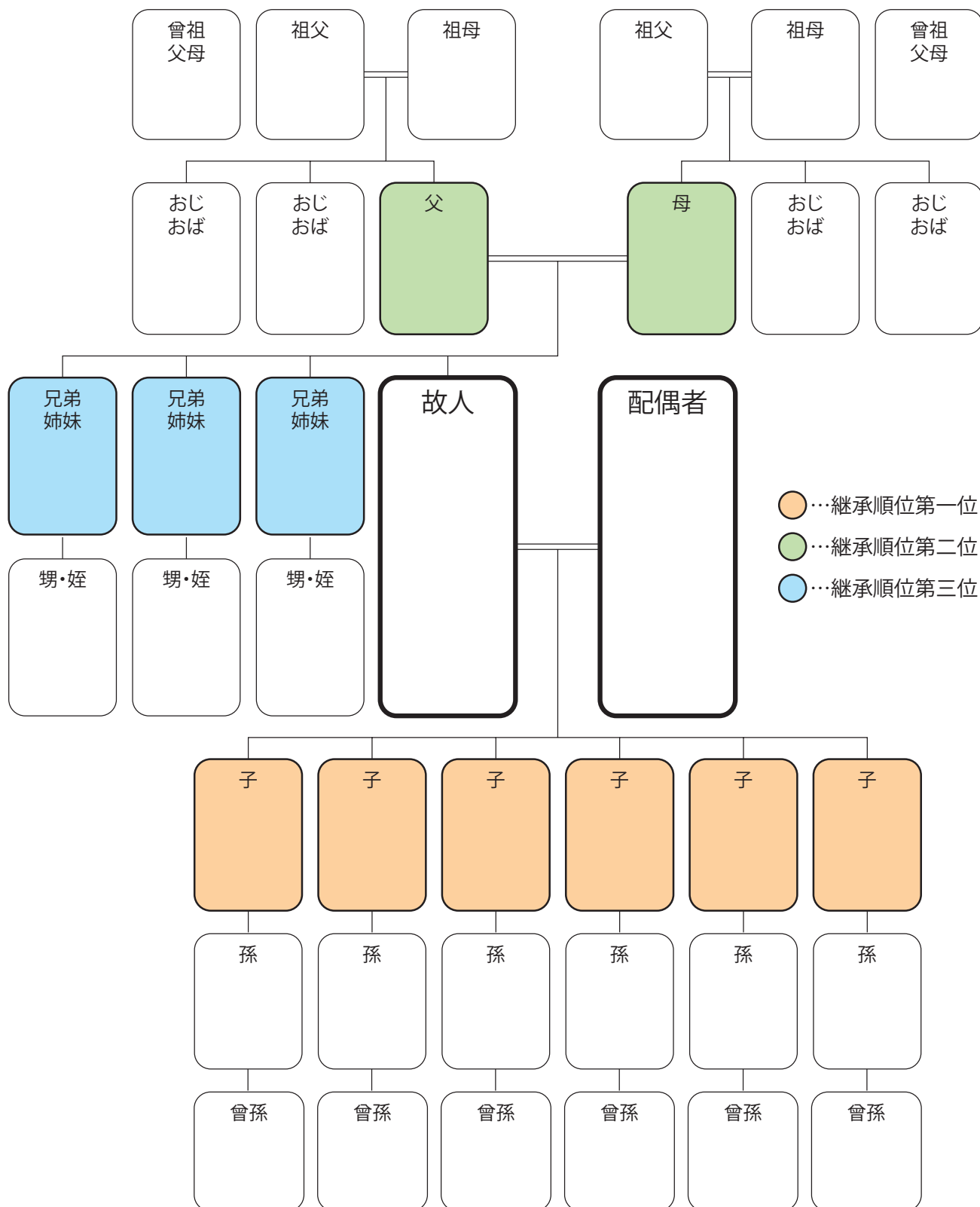
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について（詳細は法務局になります）

あなたの手続きを応援します！

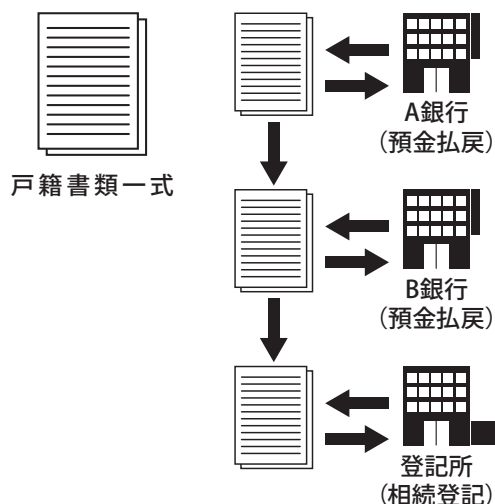
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

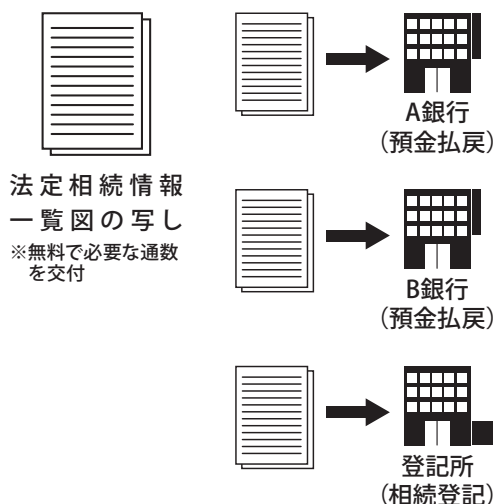
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状に関するご案内

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次ページの委任状を作成の上切り離してご利用ください。

掲載している委任状の様式

○ 市民課手続き用 P.47

○ 税務関係手続き用 P.48

※委任状は任意の様式でも有効です。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。
年金事務所用の委任状は、市役所保険年金課（1階）または年金機構のホームページで配布しています。

お問い合わせ

○ 戸籍（除籍）謄本・住民票について

市民課 ☎0567-24-1112（直通）

○ 税に関する証明書について

税務課 市民税 ☎0567-55-9263（直通）

固定資産税 ☎0567-55-9264（直通）

○ 年金手続きについて

保険年金課 ☎0567-24-1114（直通）

中村年金事務所 ☎052-453-7200

MEMO

委 任 状

(委任者) 住 所

氏 名

私は下記の者を代理人とし、次のことを委任します。

(代筆者) 住 所

氏 名

※自署できない場合は代筆者の記入をお願いします。

記

☐ 住所の異動手続き☐ 住民票の取得 通(☐ 世帯全員 ☐ 本籍必要 ☐ 続柄必要)(☐ 住民票コード ☐ 個人番号) …

使いみち

☐ 戸（除）籍等の取得 通☐ 身分証明書 通☐ 独身証明書 通☐ 印鑑登録の申請☐ その他 ()

令和 年 月 日

(代理人) 住 所

氏 名

【注意事項】

*必ず委任者本人が署名してください。

*代筆等による記名の場合は押印してください。

*印鑑登録の代理申請の場合、委任状のほかに登録印鑑も必要です。印鑑登録証及び証明書は即日交付されません。

*住民票コード、個人番号記載の住民票は、委任者の自宅宛に郵送となります。

委任状

受任者 住 所 _____
(代理人) 氏 名 _____
電話番号 _____

記

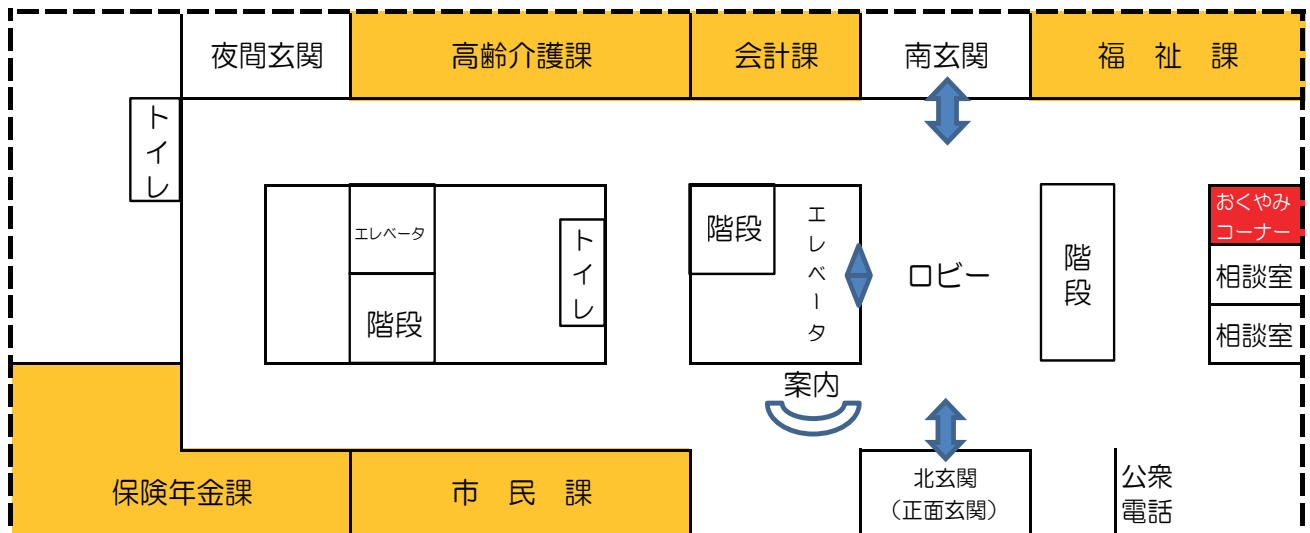
- | 1 | 所得課税（非課税）証明に関する件（ | 年分 | 年度） |
|---|-------------------|----|-----|
| 2 | 軽自動車登録廃車に関する件 | | |
| 3 | 評価証明に関する件 | | |
| 4 | 公課証明に関する件 | | |
| 5 | 物件証明に関する件 | | |
| 6 | 名寄帳の写しに関する件 | | |
| 7 | 納税証明に関する件 | | |
| 8 | その他（ | | ） |

令和 年 月 日

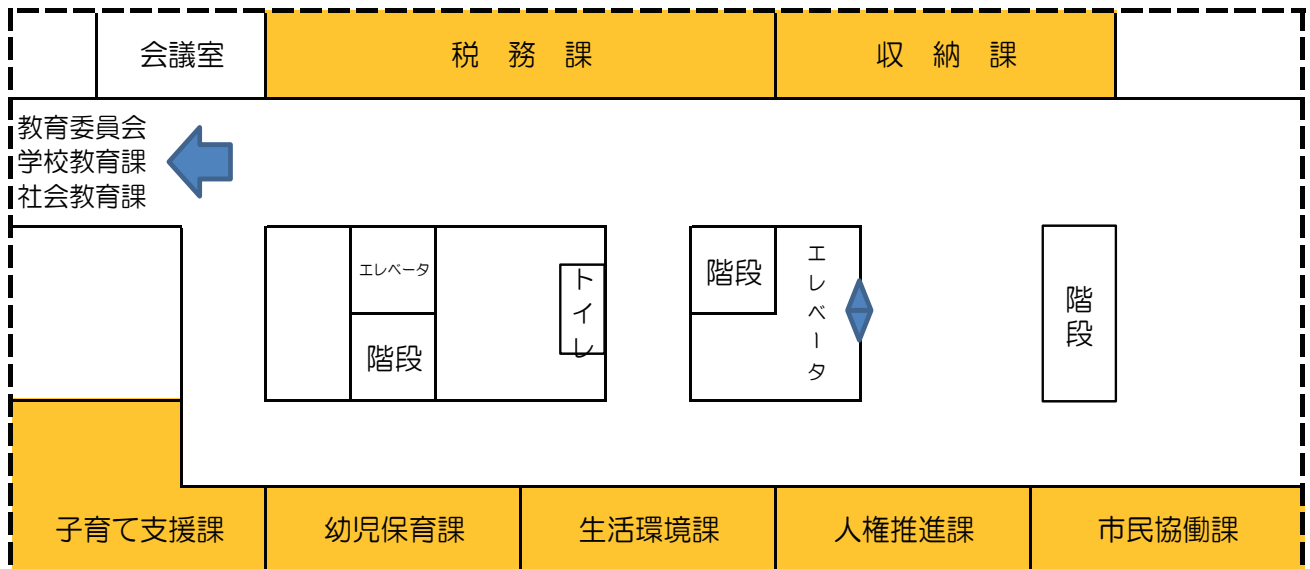
委任者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

- ・委任状は委任者が自筆で記入された場合は押印不要です。(印刷、代筆の場合は委任者の押印が必要です。)
- ・委任者が法人の場合は法人の代表者が記入のうえ代表者印を押印ください。
- ・受任者（代理人）の本人確認書類を持参ください。(郵送申請の場合は写しを添付)

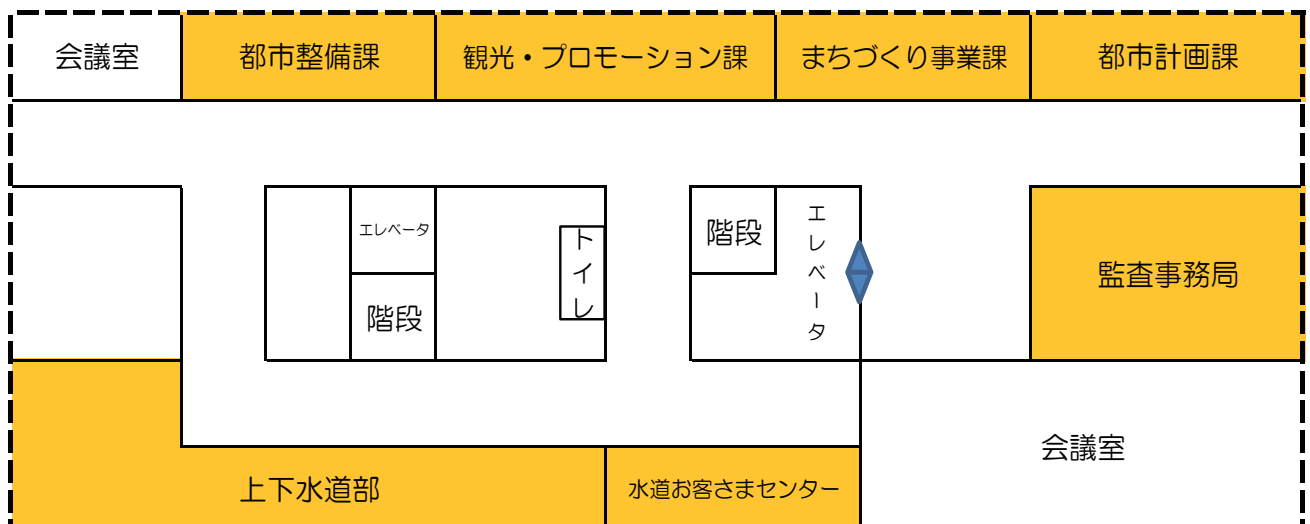
・・・・・・・・【市役所1階各課案内図】・・・・・・・・



・・・・・・・・【市役所2階各課案内図】・・・・・・・・



・・・・・・・・【市役所4階各課案内図】・・・・・・・・



Gulliver 津島店

おクルマに関するご相談は
ぜひガリバー津島店に
お任せください。



遺産車両の名義変更のやり方を知りたい



売却に必要な手続きや書類を知りたい



家族のクルマの価値を知りたい



古い車なんだけど買取できる？
エンジンもかからないし、タイヤもパンクしてる・・・

無料

相談・査定
出張も可能！

安心

創業30年
プライム上場企業
クルマのことならガリバー

丁寧

思い出のつまった
大切なクルマ
親身に寄り添い対応します

まずはお気軽にお電話ください！

Gulliver

無料査定・高価買取
津島店

電話番号

0567-33-1160

愛知県津島市神尾町蓮池12 営業時間 10:00~20:00

Q ガリバー津島

検索



尾張中央道沿い、東名阪道蟹江インターを北へ1km

運営元：株式会社IDOM 古物許可証 公安委員会：東京都公安委員会許可 許可証番号：No.307779803920

不動産の相続登記が義務化されました。

不動産の所有者がお亡くなりになったときは、
その名義を変更する手続きをしなければなりません。

この手続きを「相続登記」といいます。

相続登記の義務に違反して放置していると10万円の過料が科されます。



Q 相続についてこんなお悩みございませんか



- ☒ 相続手続きって何からすればいいのかな？
- ☒ 不動産の名義変更をしたい。
- ☒ 遺産分割ってどうすればいいの？
- ☒ 相続放棄したい。
- ☒ 預貯金の解約って？
- ☒ 相続と関係があることかな？

A

些細なことでも、一度
お気軽にご連絡ください。



代表 / 古島 信一
司法書士

最初は何から相談
すればいいか明確
でない場合がほと
んどです。
当事務所は「何でも
相談しやすい環境」を
整えお客様に寄り添
います。

何度でも 相談無料

- 事前予約で休日や夜間の相談可能
- 出張相談対応

お電話・WEB よりお気軽にお申込みください



052-746-8620

FAX : 052-746-8621 受付 : 平日 9:00 ~ 21:00

名古屋高畑駅前司法書士事務所

〒454-0911

愛知県名古屋市中川区高畑 1 丁目 207 番地

アーバンオクムラ 301

<https://nagoyatakabata-law.com/>

名古屋高畑駅前司法書士事務所 | 検索





岐阜・愛知の片付けなら お任せください!

お家片付け

遺品整理

生前整理



合同会社アイワクリーン
代表 芝田健二

「頼んで良かった」と思われたい

当社は遺品整理や生前整理、リサイクル業と多岐に渡る業務をしています。
私たちの想いは、企業理念である「頼んで良かった」と思われたい。本当にそれだけなのです。
私たちは人と人の繋がりを大切にしております。私たちの業務の一つの遺品整理という仕事は
故人の物との別れだけではなく、遺族の方々の心も整理する仕事だと思っています。
なので安心して業務を任せられるような人間性、お客様の要望に全力で取り組める対応力、
遺族の方々への細やかな気配りがあってこそ、初めて遺品を整理させてもらえると考えております。

年間実績300件以上!

アイワクリーンが選ばれる理由

- 1 元買取専門店だからこそ強化買取**
遺品整理士の資格所有者が査定。大切な品物を適正価格でお買い取り。
- 2 お客様に寄り添ったサービス提供**
真心を込めて、故人との思い出を一緒に整理していきます。
- 3 即日、見積り作業**
条件が合えば、その日の作業も可能!迅速な対応を心掛けています。



料金の目安 [遺品整理・お家片付け]

1R・1K	35,000円〜/1日
1DK・2K	60,000円〜/1日
2LDK・3DK	150,000円〜/1日~2日



※廃棄物運搬(処分)は各市区町村の一般廃棄物許可業者に委託しています

お客様の声



誠実に対応して
いただきました。

作業依頼前の下見の際、
誠実に対応して頂き良かったです。
今後機会がある時は
また依頼したいと思います。

犬山西北野 A-I様

素早く対応して頂けて
良心的でとても助かりました。

素早く対応して頂けて、
良心的でとても助かりました。
ありがとうございました。
またの機会がありましたら宜しくお願い致します。

可児市愛岐ヶ丘 T-K様

見積り現場確認の時から好印象で
値段も大変助かりました。

見積りの現場確認から好印象であり値段も低価格で大変助かりました。
当日の作業も1日で終わらせていただき、作業のスピードにも満足しました。
また早いだけでは無く、片付け作業の中で出てきた思い出の写真や通帳、
各種契約書等は一度私たちに確認していただき、誠実さを感じました。
作業員の人も良く、終始満足できました。

岐阜市 G-R様



合同会社 アイワクリーン TEL.080-4306-0454
info@aiwaclean.com

岐阜県可児市川合2608番地68 古物商許可 岐阜県公安委員会 第531170001018号





お客様の困りごとを
解決いたします!!

お気軽にお問い合わせください

出張相談・見積り **無料** **0120-48-0510**

不用品の片付け、お手伝い、お任せください!

不用品整理

遺品整理

生前整理

遺品整理士・生前整理士が在籍で安心!
お見積りだけでも快くお伺いします。



不用品整理

処理のお手伝い

粗大ごみもお任せ!
家具の移動や模様替え、
大きな家具もお任せ!



【古物商許可 産業廃棄物収集運搬 解体工事業登録会社】

0120-48-0510

ベンリー津島店

お盆・お正月以外は土・日・祝日も営業しております! 津島市橋町3-43 津島市民病院前

なんでもご相談ください! 信頼と実績の全国チェーン

営業時間 8:00~18:00

TEL 0567-22-3715

畳・ふすま 障子 カーテン
内装・インテリア・リフォーム

(有) なかしま

ベンリー津島店運営母体会社

創業明治30年 タタミンジャー 検索

0120-021-193

営業時間 8:00~18:00

愛西市立石町宮西2番地

【古物商許可証:第542651706500号 産業廃棄物収集運搬:02300200 667号 解体工事業登録:愛知県知事(登-4)等801号 一般廃棄物収集運搬(事業系):2愛西環許可番号第1号 2弥環許可番号第15号】

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン

1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

すべて1クリック! 簡単な**4つ**の質問でわかる!

- ☒ 法定相続人は何人いますか?

☒ 相続財産の種類を選択してください

☒ 遺言書はありますか?

☒ 相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を選択すれば手続きが確認できます。

オンライン1分
無料診断は
こちらから!



いい相続 1分診断



通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

宗旨・宗派 **不問** 管理費 **不要** 檀家 **義務なし**

供養に関する安心をお届けします

- ◆約1200年護寺し続ける境内にて、今を生きる皆さまに寄り添い、供養・祈願いたします
- ・樹木葬、納骨堂以外にも、位牌堂、墓地霊園、ペット供養塔あり。
- ・法事・法要スペースは椅子席、冷暖房完備。移動せずにお食事できます。駐車場約50台。
- ・先祖供養、水子供養、ペット火葬・供養、車のご祈祷、病氣平癒等の護摩祈祷をいたします。



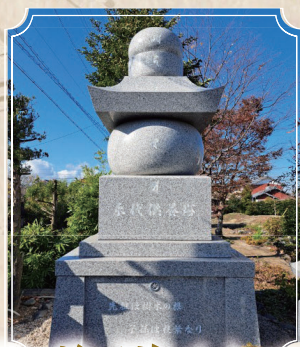
樹木葬(個別埋葬)

2霊 450,000円～



納骨堂

2霊 550,000円～



永代供養塔(合祀埋葬)

1霊 55,000円～
(法要・布施は別途料金がかかります。)



法事・法要

49日忌や1周忌などの年忌法要布施
40,000円～(施設使用料込)



供養・法事・ご祈祷に関する相談承ります

ど ず ざん ちょう ふく じ
牛頭山 長福寺

〒490-1312
愛知県稲沢市平和町下三宅郷内309

☎0567-47-1122

(ご相談・見学のご希望は事前にご連絡ください。080-8269-0502)

URL: <https://www.chofuku-ji.org/>

ホームページは
こちらから



発行 津島市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 6 月